

問題点がある。

h その他教育委員の報しゅう、3人制委員会、委員会の社会的地位、事務局統合等の問題等がある。

以上の問題点については、県教委としてはあらゆる機会を利用してその解決と前進のため努力してきた。

B 市町村における教育予算の編成に関する指導

市町村における教育予算編成上の問題は長ならびに長部局の理解と協力なしには解決が困難である。このことは、地方財政の一体性を確保する新法の趣旨からいって当然なことであるが、市町村における関係者が教育予算において何が問題となっているか、問題の性質はどんなものか、それが教育現場の運営にどう影響しているか等についての理解が不十分であるため、教委との間に無用の混乱を生じたり一方的に圧倒削減し教育行政と財政面から圧迫しているという事実が見られた。さらにこのことは県地方課の市町村に対する財政指導によるとされる場合もあり、県教委と県地方課との理解の統一による指導方針の一致が現場から強く要望された。

かかる要望に基いて県教委は県地方課に対し次の11項目について市町村財政指導の際の協力方を要請し、かつ懇談を重ねた。

- a 市町村教育委員会建設協議会の分担金が予算化できるよう指導されたい。
- b 市町村教育委員会事務局が適正なる組織を持つようその職員の増置方について指導されたい。
- c 教育長の給与が著しく低額のものについて、その適正を期するよう予算措置方について指導されたい。
- d 教育委員の報酬を日額支給している市町村においては条例化して年額又は月額として支給するよう指導されたい。
- e 市町村教育委員会における教育予算執行において長により教育委員会または教育長に対し適正な委任または補助執行が行われるよう指導されたい。
- f 義務教育教材費、教科書費（準要保護児童生徒）その他国庫補助事業による予算を年度当初に措置するよう指導されたい。
- g 学校医、学校歯科医に対する手当を適正額に増額するよう指導されたい。
- h 要保護、準要保護児童生徒の医療援助費国庫負担事業にともなう予算を年度当初に措置するよう指導されたい。
- i 社会教育主事、社会教育主事補および公民館主事の設置方についてその予算措置が行われるよう措置されたい。
- j 教職員の研修についてそれぞれの市町村教育委

員会が自主的に計画するものについて、これに要する経費を予算化するよう指導されたい。

k 公立学校施設設備事業において予算は年度当初に所要経費の金額を計上するよう指導されたい。

この懇談の結果、県地方課に対し市町村予算編成上の問題点について理解を得させる結果を得、県地方課の積極的かつ適正な指導を求めることができた。

C 市町村教委事務局職員研修会

第3回を迎えた市町村教委事務局職員研修会は12月に入り次の要項で実施した。

- a 主催 県教委、連絡協議会
- b 期日、会場、指導職員
- 会津会場 12月8日・9日
次長、渡辺（秘）原田（学）遠藤（学）立沢（地方課）
- 平会場 12月12日・13日
学校教育課長、渡辺（秘）古関（学）中山（財）横田（地方課）
- 郡山会場 12月15日・16日
秘書室長、渡辺（秘）遠藤（学）中山（財）長谷川（学）富田（地方課）
- 福島会場 12月18日・19日
秘書室長、渡辺（秘）古関（学）中山（財）富田（地方課）
- c 研究主題
- 教育委員会運営上の諸問題
- 学校管理規則、処務規程運用上の問題点
- 財務事務運用上の問題点
- 勤務評定実施上の問題点
- 教育課程、教材教具取扱上の問題点

D 結 び

市町村教育委員会も新法によって発足してから満2年を経たわけであるが、真に市町村教育行政の完璧を期するまでにはなお多くの解決さるべき問題が残されている。しかしこれは市町村の財政事情、人的構成、民主化の程度等との関連に由来するものであって、一挙に望ましい理想の境地を実現することは困難なことであろう。要は漸次あるべき姿に前進させることであり、またこのことは、県教育行政、国家教育行政との関連において解決されていくべきものと思われる。

4. 表 彰

A 昭和33年度社会教育施設ならびに社会教育関係団体表彰

- a 優良団体